

# 教員免許状取得を目指す皆さんへ

## 教員免許状／教育実習／介護等体験

教員免許状の取得を希望される方は必ずお読みください

### はじめに

教員になるためには、教育職員免許法（以下「教員免許法」）に基づき、教員免許状を取得しなければなりません。教員免許状は、文部科学省より課程認定を受けた大学で所定の単位を修得したものに對し、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

本学の教職課程は、将来、教職に就く意志のあるものを対象に開設しており、単位修得に加え、教育実習および、7日間の介護等体験（小・中学校教員免許状取得希望者）を行わなければなりません。将来、教職に就く意志がなく資格さえ取得できればよいといったような安易な姿勢で免許状の取得を目指さないよう強く望みます。教職課程を履修した皆さんの中から、次代を担う人間教育者が陸続と輩出されることを念願しています。

### 教員免許状授与に関する規定

教員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当する方は、教員免許状の取得ができません。

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 教員免許状について

教員免許状は、教員免許法第5条別表第1に基づき、基礎資格を有する者が、免許状取得に必要な単位(教職に関する専門科目、教科に関する専門科目)を修得することにより取得できます。

本学で取得できる教員免許状および学部、学科、コースは以下のとおりです。正科課程では、卒業(学士の学位取得)と同時に教員免許状を取得することができます。また、既に基礎資格(学士の学位取得)を有する方を対象とし、免許状取得に必要な単位のみを修得して、最短期間で免許状を取得することもできます。

### (1) 本学で取得できる教員免許状と学部・学科・コース

免許状の種類		取得できる学部・学科・コース		
		正科課程		
		学部	学科	コース
小学校教諭	1種免許状	教育	児童教育	児童教育免許コース
幼稚園教諭				
中学校教諭 (社会)		経済法	経済法律	教員免許取得コース
高等学校教諭 (地理歴史) (公民)				

※教育学部児童教育学科・児童教育教養コースでは、「教育実習」「教職実践演習」を履修することができません。

### (2) 教員免許状取得の方法について

教員免許状を取得するためには、必要な要件を充足する必要があります。具体的には「基礎資格」「教員免許法施行規則66条の6に定める科目」「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「介護等体験」などです。

はじめて教員免許状を取得するには、教員免許法第5条別表第1に定める科目・単位に基づいて、本学通信教育部の指定する科目を履修しなければなりません。

#### ◎教員免許法第5条別表第1

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数			
			教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
幼稚園	2種免許状	準学士の学位を有すること 短大学士の学位を有すること 大学に2年以上在学し62単位以上を修得すること	27	4	—	31
小学校			31	4	2	37
中学校			21	10	4	35
幼稚園	1種免許状	学士の学位を有すること	35	6	10	51
小学校			41	8	10	59
中学校			31	20	8	59
高等学校			23	20	16	59

①はじめて教員免許状の取得を目指す皆さんは、教員免許法第5条別表第1に基づいて単位を修得しなければいけません。

②表で示された単位数は、最低修得単位数ですので、本学で履修する科目・単位数は、この単位数を超える場合があります。

③経済学部・法学部の中・高教職課程科目の単位は、各学部で決められた自由選択の範囲内で卒業単位に含まれますが、それを超えた単位数については、卒業に必要な単位として参入されませんので注意してください。

④「教科に関する科目」「教職に関する科目」については、定められた科目一覧より選択し、単位を修得しなければなりません。

⑤本学では、1種免許状を取得することを前提にカリキュラムを設置しています。

### 【重要】中・高教職課程の廃止について

#### 【2018(平成30)年度4月入学生より】

通信教育部の経済学部・法学部の中学校教諭免許状「社会」・高等学校教諭免許状「地理歴史」「公民」の3つの教職課程については、2018(平成30)年4月1年次入学生より廃止となります。

※2017(平成29)年度入学生、2018(平成30)年度、2019(平成31)年度3年次編入学生の教職課程への登録は可能となります。

## 1.基礎資格を充足する

幼稚園1種・小学校1種・中学校1種・高等学校1種の教員免許状を取得するためには、基礎資格として「学士の学位」を取得する必要があります。従って、各学部学科の「卒業」が、教員免許状を取得する条件となります。

免許状の種類	基礎資格
1種教員免許状	学士の学位
2種教員免許状	準学士・短大学士以上の学位 大学に2年以上在学し62単位以上を修得すること
専修教員免許状	修士の学位

## 2.教員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教員免許取得を希望する学生は、教職課程の科目とは別に、下記の区分ごとに、それぞれ2単位以上の修得が必要です。必ず卒業までに以下の科目を修得してください。

教員免許法施行規則 第66条の6の区分	系列	科目名	単位	履修 年次	履修 方法
日本国憲法	社会・文化・生活科目 (社会分野科目)	日本国憲法	2	1	F
体育	健康・体育科目 (その他)	体育実技	1	1	S
		体育講義A	1	2	T
外国語コミュニケーション	言語科目 (英語)	英語 I A	2	1	T
		英語 I B	2	1	S
情報機器の操作	自然・数理・情報科目 (自然分野科目)	コンピュータ・ リテラシー	2	2	S
修得単位			6科目 10単位		

※以前に在籍されていた大学での単位修得状況によって、要履修科目が異なるのでご注意ください。

※外国語コミュニケーションの分野は、英語 I A・I Bどちらかの修得で、この分野を充たします。ただし、1・2 年次(編)入学者は、英語 I A・I B両科目の修得が卒業要件の必修科目となるのでご注意ください。

### 3. 教職に関する科目

「教職に関する科目」は、教員としての専門的な教養、知識、技術を養うことを目的として学びます。各教科の指導方法に関する科目や児童生徒の理解・人格形成に関わる科目、また教育実習等が該当します。

#### ◎教職に関する科目

法定科目区分		最低修得単位数						
		小学校		中学校		高校	幼稚園	
欄	教員免許上の法定科目区分	1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種
第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
		進路選択に資する各種の機会の提供等						
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	4	6	4	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)						
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項						
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		22	14	12	4	6
		各教科の指導法						
		道徳の指導法 ※						
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
	生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		-	-	-	-	18
		保育内容の指導法						
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
		生徒指導の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
第5欄	教育実習	進路指導の理論及び方法		4	4	4	4	-
		幼児理解の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
第6欄	教職実践演習	5	5	5	5	3	5	5
教職に関する科目 合計		2	2	2	2	2	2	2
		41	31	31	21	23	35	27

※教員免許取得のためには、各法定科目区分分野に該当する科目を履修し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。

※「道徳の指導法」は、高校の「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」に含まれません。

### 4. 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、教員として直接担当する教科を専門的に研究することを目的として学びます。小学校課程は9教科という広い範囲の理解が必要であり、中学校・高等学校の教職課程では、社会であれば歴史や地理等に専門的知識を持つことが求められます。

下記の表では、教員免許法上で「教科に関する科目」について最低限必要とされる単位数が規定されていますが、本学では各免許状を取得するにあたって各教科の基礎的な知識を身に付けることを鑑み、カリキュラムが構成されています。

#### ◎教科に関する科目(中学校・高校) ※教員免許法が規定されている最低修得単位数

教科	教員免許法上の法定科目区分	最低修得単位数		
		中学校1種	中学校2種	高校1種
社会	日本史及び外国史	それぞれ1単位以上、計20単位を修得	それぞれ1単位以上、計10単位を修得	それぞれ1単位以上、計20単位を修得
	地理学(地誌を含む。)			
	「法律学、政治学」			
	「社会学、経済学」			
	「哲学、倫理学、宗教学」			
地理歴史	日本史	それぞれ1単位以上、計20単位を修得	それぞれ1単位以上、計10単位を修得	それぞれ1単位以上、計20単位を修得
	外国史			
	人文地理学及び自然地理学			
	地誌			
公民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	それぞれ1単位以上、計20単位を修得	それぞれ1単位以上、計10単位を修得	それぞれ1単位以上、計20単位を修得
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			

※教員免許取得のためには、各法定科目区分分野に該当する科目を履修し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。

◎教科に関する科目(小学校・幼稚園) ※教員免許法が規定されている最低修得単位数

教員免許法上の法定 科目区分	最低修得単位数			
	小学校		幼稚園	
	1種	2種	1種	2種
*国語(※書写を含む)	全9教科のうち 1教科・ 8単位以上	全9教科のうち 1教科・ 4単位以上	*印6教科のうち 1教科・ 6単位以上	*印6教科のうち 1教科・ 4単位以上
社会				
*算数				
理科				
*生活				
*音楽				
*図画工作				
*体育				
家庭				
合計	8	4	6	4

※幼稚園の「国語」には、書写は含まれません。

5.教科又は教職に関する科目

「教科に関する科目」「教職に関する科目」において定められた最低修得単位数を超えて修得した単位について、小学校1種で10単位、幼稚園1種で10単位、中学校1種で8単位、高等学校1種で16単位が、「教科又は教職に関する科目」の単位として適用が可能です。

◎教科又は教職に関する科目

	小学校		中学校		高等学校	幼稚園	
	1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種
「教科又は教職に関する科目」の最低必要単位数	10	2	8	4	16	10	

※小学校の教職課程のみ、「小学校の英語教育」が「教科又は教職に関する科目」として設置されています。

## 中・高教職課程について

本学通信教育部で、中学1種(社会)・高校1種(地理歴史、公民)の教員免許の取得を希望する場合、中・高教職課程に登録をする必要があります。

経済学部・法学部の学生が、中・高教職課程科目を履修する場合、「経済学コース」「法律学コース」ではなく、「教員免許取得コース」になります。

- 中・高教職課程の登録は、教育費(学費)とは別に1科目 3,000 円(教育実習を除く)の中・高教職課程履修費が必要です。中・高教職課程履修費を支払わなければ、履修登録を行った中・高教職課程科目を学習することができませんので、くれぐれもご注意ください。
- 中・高教職課程科目は、履修制限(年間で40単位以内)に該当しない科目となっておりますので、共通科目・専門科目の40単位とは別に履修することができます。また、各学部の卒業単位の自由選択科目(1・2年次(編)入学のみ)としての修得単位数の範囲内で修得単位を含めます(3年次編入学生は除く)。
- 履修有効期限は共通科目・専門科目と同様に2年間までとなりますので、計画を立てて学習を進めるようにご注意ください。
- 経済学部・法学部教員免許取得コースの履修モデル・履修科目については、募集要項をご確認ください。

### 【重要】中・高教職課程の廃止について [2018(平成30)年度4月入学生より]

通信教育部の経済学部・法学部の中学校教諭免許状「社会」・高等学校教諭免許状「地理歴史」「公民」の3つの教職課程については、2018(平成30)年4月1年次入学生より廃止となります。  
※2017(平成29)年度入学生、2018(平成30)年度、2019(平成31)年度3年次編入学生の教職課程への登録は可能となります。

## 学部・学科別の教員免許状取得に必要な科目一覧

教員免許状取得を希望する方は、教員免許法に定められた「法定科目区分」に該当する、教員免許状取得に必要な科目・単位を修得する必要があります。

### 1. 中・高教職課程(経済学部・法学部、教員免許取得コース)

【教職に関する科目】(経済学部・法学部 教員免許取得コース共通)

免許法上の規定				本学の規定									
法定科目区分			最低修得 単位数			科目名	科目 コード	単位 数	配当 年次	履修 方法	中学 社会	高1 地歴	高1 公民
			中 1	中 2	高 1								
2 欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	教職概論	90114	2	2	S	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)											
		進路選択に資する各種の機会の提供等											
3 欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	4	6	教育原理	90213	2	2	T	2	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				教育心理学Ⅰ	90414	2	2	S	2	2	2
						教育心理学Ⅱ	90514	2	2	T	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				教育行財政学	90714	2	3	F	2	2	2
4 欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	4	6	カリキュラム論	90914	2	2	T	2	2	2
		各教科の指導法				社会科教育法A	91014	2	2	S	2	/	/
						社会科教育法B(地歴含)	91114	2	2	T	2	2	/
						社会科教育法C(公民含)	91214	2	2	T	2	/	2
						社会科教育法D	91314	2	2	T	/	/	/
						地理歴史科教育法	91413	2	2	T	/	2	/
						公民科教育法	91513	2	2	T	/	/	2
						道徳教育論	91614	2	2	T	2	/	/
		特別活動の指導法				特別活動	91713	2	3	T	2	2	2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				教育方法学	91813	2	3	T	2	2	2
5 欄	教育実習	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	4	生徒・進路指導論	91916	2	2	T	2	2	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				教育カウンセリング	92014	2	3	T	2	2	2
		教育実習(中・高)Ⅰ				92114	5	4	S	5	/	/	
6 欄	実践演習	教育実習(高)	92214	3	4	S	/	3	3				
		教職実践演習(中・高)	92313	2	4	S	2	2	2				
合 計			31	21	23						35	29	29

- ・ 教員免許取得のためには、各法定科目区分分野に該当する本学の科目を履修し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。
- ・ 上記の科目は、中・高教職課程(教員免許取得コース)に登録することにより、履修することができます。また、教育費とは別に1科目3,000円の科目履修費(教育実習は除く)が必要になります。
- ・ 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の余剰単位を充てることができます。
- ・ 各教科の指導法は、「社会科教育法A」「社会科教育法B(地歴含)」「社会科教育法C(公民含)」「社会科教育法D」は中学校(社会)、「地理歴史科教育法」「社会科教育法B(地歴含)」は高校(地歴)、「公民科教育法」「社会科教育法C(公民含)」は高校(公民)に該当します。
- ・ 「道徳の指導法」の分野は、中学校のみとなります。
- ・ 「教育実習」には事前事後指導1単位(教育実習講義等)が含まれます。
- ・ 「教職実践演習」は、教育実習が終了し、かつ学習が終了した科目の「教職履修カルテ」を作成しなければ受講することができません。
- ・ 今後、カリキュラムや科目によっては履修パターンが変更する場合があります。

【教科に関する科目】(経済学部 教員免許取得コース)

免許法上の規定			本学の規定										
法定科目区分			最低修得単位数			科目名	科目コード	単位数	配当年次	履修方法	一般的包括的科目		
中学校/社会	高校/地歴	高校/公民	中1	中2	高1						中学社会	高校地歴	高校公民
日本史及び外国史		日本史	中1 社会 20	中2 社会 10	地理 歴史 20	◇日本史	93014	4	2	T	◎	◎	
		日本経済史				43014	4	4	T				
		◇外国史A(西洋史)				93214	2	2	T	◎	◎		
		◇外国史B(東洋史)				93314	2	2	T	◎	◎		
		◇西洋文化史				93413	4	2	T				
		◇東洋文化史				93513	4	2	T				
		経済と歴史				40114	4	1	S	○	○		
		西洋経済史				42113	4	3	T				
		経済学史				43113	4	4	T				
		地理学(地誌を含む)					人文地理学及び自然地理学	中1 社会 20	中2 社会 10	地理 歴史 20	◇地理学	93613	
◇人文地理学	93713		2	3	T						◎		
◇自然地理学	93813		2	3	T						◎		
開発と貧困の経済学	42014		4	3	T								
◇地誌学	93913		2	3	T		◎				◎		
「法学、政治学」	「法学(国際法含む。)、政治学(国際政治を含む。)」		中1 社会 20	中2 社会 10	公民 20	法学概説	13814	2	1	F	◎		◎
						政治学原論	42413	4	3	F			
社会学、経済学」	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		中1 社会 20	中2 社会 10	公民 20	ミクロ経済学	40314	4	1	S	○		○
						マクロ経済学	40514	4	2	S	○		○
						経済数学入門	40714	4	1	S			
						基礎統計学	41214	4	2	S			
						簿記原理	41013	4	2	S			
						日本経済論	43213	4	4	S			
						財政学	41513	4	3	S			
						金融論	42813	4	4	S			
						国際経済論	41813	4	3	F			
						会計学	41413	4	3	T			
						◇倫理学概論	94013	4	3	T	△		△
◇哲学概論	94113	4	3	T	△		△						
「哲学、倫理学、宗教学」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」												

- ・ 科目名に◇がある科目は、中・高教職課程を登録することにより、履修が可能になる科目です。また、教育費とは別に1科目3,000円の科目履修費(教育実習は除く)が必要になります。
- ・ 科目名に◇がない科目は、共通科目(法学概説のみ)及び学科の専門科目です。教職課程登録者が年度ごとに履修登録を行う必要があります。
- ・ ◎の科目…教職科目で必修科目、○の科目…学科専門科目で必修科目、△の科目…教職科目で選択必修科目、となります。
- ・ 教員免許状取得のためには、免許種ごとの法定科目区分分野および一般的包括的科目を充足し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。
- ・ 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の余剰単位を充てることができます。
- ・ 今後、カリキュラムや科目によっては履修パターンが変更する場合があります。

【教科に関する科目】(法学部 教員免許取得コース)

免許法上の規定						本学の規定							
法定科目区分			最低修得単位数			科目名	科目コード	単位数	配当年次	履修方法	一般的包括的科目		
中学校/社会	高校/地歴	高校/公民	中1	中2	高1						中学社会	高校地理	高校公民
日本史及び外国史		日本史	中1 社会 20	中2 社会 10	高1 20	◇日本史	93014	4	2	T	◎	◎	
						日本政治外交史	54014	2	3,4	T			
						法史学	53914	4	3,4	T			
						◇外国史A(西洋史)	93214	2	2	T	◎	◎	
						◇外国史B(東洋史)	93314	2	2	T	◎	◎	
		◇西洋文化史				93413	4	2	T				
		◇東洋文化史				93513	4	2	T				
		政治学史				52513	4	3,4	T				
		国際関係史				54214	2	3,4	T				
		地理学(地誌を含む)					人文地理学及び自然地理学	◇地理学	93613	4	2	T	
◇人文地理学	93713		2	T	3			-	◎				
地誌	◇自然地理学		93813	2	3		T		◎				
	◇地誌学		93913	2	3		T	◎	◎				
「法律学、政治学」	「法律学(国際法含む。)、政治学(国際政治を含む。)」		法学	50114	2	1	S	○					
			憲法総論・統治機構論	50214	4	1	F						
			民法総則	50413	4	1	S						
			物権法	50514	4	2	S						
			債権総論	51113	4	3,4	S						
			債権各論	51713	4	3,4	T						
			親族・相続法	52914	4	3,4	F						
			会社法	51413	4	3,4	S						
			刑法総論	50713	4	2	S						
			刑法各論	51214	4	3,4	S						
			行政法総論	51514	4	3,4	S						
			民事訴訟法	52013	4	3,4	F						
			国際法総論	52614	4	3,4	F						
			労働法	53214	4	3,4	F						
			政治学原論	52314	4	3,4	F						
			憲法人権論	51014	4	2	S						
			行政救済法	55314	4	3,4	T						
			国際法各論	54414	4	3,4	T						
			消費者法	55814	2	3,4	T						
			公共政策論	52814	2	3,4	T						
			国際政治論	54114	4	3,4	T						
			比較憲法	54514	4	3,4	T						
			環境法	54714	4	3,4	F						
「社会学、経済学」	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		経済原論	53413	4	3,4	T	◎					
			法社会学	53714	2	3,4	T		◎				
「哲学、倫理学、宗教学」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		◇倫理学概論	94013	4	3	T	△					
			◇哲学概論	94113	4	3	T	△	△				

- 科目名に◇がある科目は、中・高教職課程を登録することにより、履修が可能になる科目です。また、教育費とは別に1科目 3,000円の科目履修費(教育実習は除く)が必要になります。
- 科目名に◇がない科目は、共通科目(法学概説のみ)及び学科の専門科目です。教職課程登録者が年度ごとに履修登録を行う必要があります。
- ◎の科目…教職科目で必修科目、○の科目…学科専門科目で必修科目、△の科目…教職科目で選択必修科目、となります。
- 教員免許取得のためには、免許種ごとの法定科目区分分野および一般的包括的科目を充足し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。
- 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の余剰単位を充てることができます。
- 今後、カリキュラムや科目によっては履修パターンが変更する場合があります。

## 2.教育学部児童教育学科 児童教育免許コース

### 【教職に関する科目】

免許法上の規定				本学の規定																		
法定科目区分				最低修得単位数				教科に関する科目					最低修得単位数									
				小1	小2	幼1	幼2	科目名	科目コード	単位数	配当年次	履修方法	小1	幼1	小1幼1							
2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2	教職概論	80414	2	1	S	2	2	2								
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)																				
		進路選択に資する各種の機会の提供等																				
3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	4	6	4	初等教育原理Ⅰ	80214	2	1	S	4	4	4								
		初等教育原理Ⅱ					80314	2	1	T												
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)					教育心理学Ⅰ	81414	2	2	S	4	4	4								
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					教育心理学Ⅱ	81614	2	2	T											
教育行財政学	80714	4	2	S	4	4	4															
4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	22	14	18	12	カリキュラム論	80614	2	2	T	18	18	18								
		各教科の指導法					国語科教育	84014	2	2	S											
							社会科教育	84114	2	2	S											
							算数科教育	84214	2	2	S											
							理科教育	84313	2	2	T											
							生活科教育	84714	2	2	S											
							音楽科教育	84413	2	2	S											
							図工科教育	84513	2	2	T											
							体育科教育	84613	2	2	T											
		家庭科教育					84813	2	1	T												
		道徳の指導法					道徳教育論	85114	2	2	T				2	2	2					
		特別活動の指導法					特別活動	85313	2	2	T				2	2	2					
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					教育方法学	80813	4	3	T				4	4	4					
		情報教育論					83014	2	3	T												
		教育課程の意義及び編成の方法					保育内容総論	83114	4	2	T				12	6	6					
		保育内容の指導法					保育内容A(健康)	83314	2	2	T											
保育内容B(人間関係)	83414		2	2	T																	
保育内容C(環境)	83514		2	2	T																	
保育内容D(言葉)	83614		2	2	T																	
保育内容E(造形表現)	83814		2	S	2																	
保育内容F(音楽表現)	83714		2	2	S																	
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育方法論	83213	2	2	S	2	2	2														
5欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	2	2	生徒・進路指導論	85213	2	2	F	2	2	2								
		進路指導の理論及び方法																				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法													教育カウンセリング	81814	4	3	S	4	4	4
		幼児理解の理論及び方法													幼児理解と教育相談	83913	2	2	T	2	2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法																						
5欄	教育実習	5	5	5	5	教育実習(幼・小)	85814	5	4	T	5	5	5									
6欄	実践演習	2	2	2	2	教職実践演習(幼・小)	85913	2	4	S	2	2	2									
合計				41	31	35	27					55	41	69								

- ・ 教員免許取得のためには、各法定科目区分分野に該当する本学の科目を履修し、かつ最低修得単位数を充足する必要があります。
- ・ ここに記載の科目は、全て児童教育学科の専門科目です。
- ・ 小学校1種教員免許状取得の場合、「各教科の指導法」は、「国語科教育」「社会科教育」「算数科教育」「理科教育」「生活科教育」「音楽科教育」「図工科教育」「体育科教育」「家庭科教育」全ての修得が必要です。
- ・ 小学校2種教員免許状取得の場合、「各教科の指導法」は、「音楽科教育」「図工科教育」「体育科教育」から2科目以上を含んで、合格6科目12単位以上の修得が必要です。
- ・ 小学校の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の分野を充足する場合は、「教育方法学」必ず履修するようにしてください。
- ・ 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の余剰単位を充てることができます。
- ・ 「教育実習」には事前事後指導(教育実習講義等)が含まれます。
- ・ 「教育実践演習」は、教育実習が終了し、かつ学習が終了した科目の「教職履修カルテ」を作成しなければ受講することができません。
- ・ 今後、カリキュラムの変更や科目によっては履修パターンが変更する場合があります。

【教科に関する科目】

免許法上の規定			本学の規定									
教員免許法 施行規則上の 法定科目区分	最低修得単位数		科目名	科目コード	単位数	配当 年次	履修 方法	1年次・2年次編入学			3年次編入学	
	小1	幼1						小1	幼1	小1・幼1	小1	幼1
国語	(全 小教 2科 種の うち 4単 位以 上)	(の6 幼2 ち科 種6 は単 位以 上・ 国語 ・算 数・ 生活 ・音 楽・ 図画 工作 ・体 育)	国語概論	81914	2	1	T	◎	◎	◎	8 単 位 以 上 選 択	◎
社会			社会概論	82014	2	1	T	◎	-	◎		-
算数			数学概論	82114	2	1	S	◎	◎	◎		◎
理科			理科概論	82214	2	1	S	◎	-	◎		-
生活			生活	84913	2	2	T	◎	◎	◎		◎
音楽			音楽概論	82314	2	1	F	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択		※ 1教科 以上 選択
			音楽基礎演習A	82414	2	1	S					
			音楽基礎演習B	82514	2	1	S					
図画工作			美術概論	82614	2	1	T	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択		※ 1教科 以上 選択
			図工科演習	82714	2	1	S					
家庭			家庭科学	85014	2	3	T	◎	-	-		-
体育			体育概論	82814	2	1	T	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択	※ 1教科 以上 選択		※ 1教科 以上 選択
	器械・陸上	82914	2	1	T							
計								18単位以上	12単位以上	16単位以上	8単位 以上	12単位以上

- ◎ … 教職必修科目
- ※ … 教職選択必修科目
- ここに記載の科目は、全て児童教育学科の専門科目です。
- 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の余剰単位を充てることができます。
- 今後、カリキュラムの変更や科目によっては履修パターンが変更する場合があります。

【教科又は教職に関する科目】

本学の規定				
科目名	科目コード	単位数	配当 年次	履修 方法
小学校の英語教育	85514	2	3	S

- ここに記載の科目は、全て児童教育学科の専門科目です。

## 教育実習について

### (1)教育実習とは

教育実習は、教員免許法施行規則第6条の規定に基づき、大学で学んだ理論・実技を、学校教育の現場において実際に経験することにより、教員となるための実技上、研究上の基礎的な能力と態度を養うことを目的として実施する、教員免許取得のための必須科目です。

教員免許状を取得するための教育実習は5単位ですが、そのうち1単位を教育実習事前(事後)講義で、後の4単位は、学校現場での実習となります。現場実習は、1週間を1単位とするので、4単位4週間の教育実習期間を必要とします(中学校は慣例で3週間の場合があります)。

また、高等学校の免許状のみを取得する場合の教育実習は3単位ですが、現場における実習は、2単位2週間の実習期間を必要とします。

### (2)教育実習履修資格

教育実習は、あくまでも将来教員を目指す人のために、実習校と所轄教育委員会の教育的配慮・好意によって受け入れていただくものです。また、教育実習は、実際の教育現場に参加する実習生として、責任ある立場で臨むものであり、教育実習履修資格については、厳しい条件が要求されます。

本学通信教育部では、以下の事項が教育実習の履修資格になります。

#### 1.教育実習予備登録

教育実習は教育実習履修の前年度に申込みを行います。希望者は、前年度4月頃に「教育実習予備登録」を教職係宛に提出してください(予備登録の正式な提出時期・詳細は、機関誌「学光」2・4月号を必ず参照してください)。この予備登録提出者が、来年度の教育実習履修希望者となります。

#### 2.教育実習履修資格(通信教育部教育実習規程より)

##### (履修資格)

**第5条 実習を履修することができる学生は、次の各号に掲げる条件を満たしているものとする。**

- (1) 教職に就く意志のある者
- (2) 実習を行うための学力が備わっている者
- (3) 学校現場での教育活動を妨げる恐れのない者
- (4) 実習に関する手続書類を全て提出し、本学の指導に従う者
- (5) 実習年度までに原則として別表記載の科目の単位を修得している

#### 【注意】

- ・地域によっては、その所轄行政区で教員採用試験を受験した者、或いは当該年度に受験予定の者以外の教育実習が許可されない場合があります。
- ・教員採用試験の受験資格(年齢等)を満たさない者は、教育実習を受講できないことがありますので、ご注意ください。
- ・勤務校及び親族が勤務・在籍している学校での教育実習の許可はできませんのでご注意ください。
- ・教育実習は、ご自身が思っている以上に心身ともに多大な負荷がかかります。実習に行くための入念な準備(単位の修得、体調管理、仕事の都合、心構え等)を忘れないでください。

### 3.教育実習履修資格の単位・成績基準

本学通信教育部での教育実習履修に際しては、上記の条件と共に、下記の単位・成績基準を設けています。

入学・コースの種類	教育実習履修資格(成績要件)
正科生1年次入学 正科生2・3年次編入学	<p>■教育実習履修前年度4月下旬までに62単位以上の修得</p> <p>■教育実習履修前年度9月末までに70単位以上の修得(3年次編入生のみ)</p> <p>■教育実習履修前年度(2月末)までに以下の必要科目を含む卒業単位90単位以上の修得(中・高教職課程は、卒業単位90単位以上と共に、以下の教職課程科目を修得)</p> <p>≪小学校≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職概論(2単位) ・初等教育原理Ⅰ・Ⅱ(4単位) ・教育心理学Ⅰ(2単位) ・道徳教育論(2単位)</li> <li>・各教科の指導法(国語科・社会科・算数科・理科・生活科・音楽科・図工科・体育科・家庭科の各教育法の科目から任意の6科目12単位以上) ・生徒・進路指導論(2単位)</li> </ul> <p>≪幼稚園≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職概論(2単位) ・初等教育原理Ⅰ・Ⅱ(4単位) ・教育心理学Ⅰ(2単位) ・保育内容総論(4単位)</li> <li>・保育方法論(2単位) ・保育内容の指導法(保育内容A～Fから任意の4科目8単位以上)</li> <li>・幼児理解と教育相談(2単位)</li> </ul> <p>≪中学・高校≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職概論(2単位) ・教育原理(2単位) ・教育心理学Ⅰ(2単位) ・生徒・進路指導論(2単位)</li> <li>・社会科教育法A(2単位) ※中学(社会)</li> <li>・公民科教育法(2単位) ※高校(公民)</li> <li>・地理歴史科教育法(2単位)※高校(地歴)</li> </ul> <p>■上記2回の審査では、単位数・必要科目の修得と共に、修得科目の最終成績評価の60%以上がAまたはBの評価であること</p> <p>■上記の審査と併せて、教育実習事前課題の提出、教育実習講義を受講していること</p>

※2016年度の基準です。今後変更する場合がありますので、ご注意ください。

### 4.教育実習校の種類

教育実習の種類は、①地方委託校、②指定校の2種類に区分されます。

#### ①地方委託校

縁故のある学校(園)、近隣の学校(園)で行う実習を指します。この実習校の確保は、実習希望者が個々に交渉して行います。ただし、勤務校や親族が勤務・在籍している学校での教育実習は許可できません。

#### ②指定校

教育委員会が実習校を指定する地域の教育実習を指定校といいます。指定校制を採っている地域では、自身で実習校の確保を行うことができません。この地域の公立学校出身者で教育実習を希望する方は、大学が直接教育委員会に申請します。申請にあたっては、時期や手続方法が決められています。

指定校の地域…東京都、横浜市、小樽市、名古屋市、京都市、豊中市、尼崎市、神戸市、姫路市、下関市、北九州市、豊田市、伊勢崎市、桐生市、愛知県 等

※創価学園での教育実習は原則行っていません。仮に実習許可になる場合でも、対象の学校(園)の卒業生しか実習は許可できません。

※横浜市公立校・東京都立高等学校で入学年度の翌年度に教育実習を希望する方は、教育委員会・学校への手続きが間に合わないために、教育実習が希望年度に履修できない可能性があるため、事前にご相談ください。

※上記の地域以外でも、教育委員会が卒業生や地元大学生を優先に教育実習の内諾を進めるために、教育実習校の確保が難しくなる地域もありますので、ご注意ください。

※高校での教育実習の場合、母校でなければ実習を認めない地域・学校もあります。高校での教育実習を希望する方は、入学後にご相談ください。

### 5.教育実習の手続について(2017年度教育実習の場合)

①教育実習予備登録…教育実習希望前年度4月中旬に教育実習履修希望者が行います。

②教育実習講義…教育実習講義Ⅰ(5月下旬、6月上旬の土日)、教育実習講義Ⅱ(1月中旬、下旬の土日)で実施します。Ⅰ、Ⅱ両方とも出席が必要です。教育実習の前に必ず受講してください。

③教育実習に必要な経費(予定)

・教育実習講義受講料 創価大学会場 6,000円、地方会場 11,000円

・教職課程費 高校…15,000円 中学校・小学校・幼稚園…30,000円

④教育実習の期間・単位について

・中学校、小学校、幼稚園…4週間(4単位)＋教育実習講義の受講(1単位分に相当)＝5単位

(中学校は3週間の教育実習になる場合があります)

・高校…2週間(2単位)＋教育実習講義の受講(1単位分に相当)＝3単位

## 介護等体験について

小学校・中学校の教員免許状を取得する場合、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例法に関する法律(介護等体験特例法)」に基き、介護等体験を7日間行うことが義務付けられています。

### 介護等体験の対象者と免除される者

<対象者>

小学校または中学校教諭免許状を初めて取得する者

<免除者>

- 既に小学校または中学校教諭免許状を取得している者  
※但し「免許法第5条別表第1」の条件で取得された方(免許状に記載)
- 大学または短期大学に介護等体験特例法の施行前(平成10年4月1日前)に入学され、現在まで間をおかずに学籍を継続している者
- 専門的知識及び技術を有する者(以下の資格、免許を有する者)  
保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教員免許状、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士  
※ 精神保健福祉師、社会福祉主事、介護職員基礎研修、訪問介護員(ホームヘルパー)等は、免除対象ではありません。
- 身体障害者手帳に障がいの程度が1級から6級であると記載のある者  
※ 上記いずれかの免除対象になる場合は、必ずご自身の居住している地域の都道府県教育委員会に免除になるかを確認のうえ、入学ください。

### 介護等体験の受け入れについて

介護等体験は現在居住している都道府県または帰省先の都道府県で行います。原則として特別支援学校で2日間と社会福祉施設で5日間、計7日間行います。申し込みは、体験希望者を大学が取りまとめ一括して各都道府県教育委員会、社会福祉協議会に申請します。申請方法、申請時期は各都道府県によって異なり、学生個人での申請は許可されていません。

また申請後、各都道府県教育委員会、社会福祉協議会が調整を行い、申請学生一人一人の体験日、体験先を決定します。したがって決定された体験日、体験先で体験を行って頂きます。いかなる理由でも体験日、体験先の変更、辞退は認められておりません(体験時期:およそ6月～2月頃)。

### 介護等体験にかかわる費用について

●体験費用……16,000円(事務手数料含)

※体験前に「健康診断」「細菌検査」を行って頂きます。その際、別途費用がかかります。

### 「介護等体験」実施の流れ

①介護等体験ガイダンスに参加(4～5月・全国主要都市)※eスクーリングの受講でも可能

②介護等体験事前講義の受講

介護等体験を行う方の必修の講義で体験前に受講しなければいけません。介護等体験の主旨と概要について、また体験を行うにあたって心得ておくべき人権面や安全面、衛生面での留意事項を学びます。

1月中旬・下旬(大阪・創価大)で開講します。教育実習講義Ⅱと同日、同会場で行います(両方への出席可能)。

③介護等体験登録・介護等体験登録費用の納付

介護等体験ガイダンスに出席した方は、介護等体験のWeb申請を行います(介護等体験実施希望前年度)。

WEBでの登録者に対して、自宅に郵送される「介護等体験費用振込用紙」を使用し、登録費用を納付してください(詳細については、機関誌「学光」でご案内します)。

④介護等体験実施

特別支援学校及び社会福祉施設での介護等体験実施

## 各種教職ガイダンスについて

教職課程を履修する方は、各種教職ガイダンスの参加が必須となります。対象の教職ガイダンスに参加されていない方は、教育実習・介護等体験を行うことができなくなります。くれぐれもご注意ください。

### ①新入生教職ガイダンス

内容:教職課程科目の履修、通教学生ポータル、教職履修カルテの作成、教員免許状の申請等

### ②介護等体験ガイダンス

内容:介護等体験の流れ、介護等体験の手続き等

※各種教職ガイダンスは、eスクーリング画面で受講しても出席となります。

## 教職ガイダンスの日程について

新入生教職ガイダンス・介護等体験ガイダンスは、新入生ガイダンス(学習計画ガイダンス・レポート作成特別講義)と同じ会場で開催します。ただし、全ての新入生ガイダンスの会場で行われるわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

新入生教職ガイダンス(学習計画ガイダンス・レポート作成特別講義含む)の各種ガイダンスと時間は重なっていませんので、これらのガイダンスへの出席も可能です。ぜひご参加ください。

なお、教職ガイダンスは事前の申込みとなっていますので、くれぐれもご注意ください。申込方法は、機関誌「学光」4月号に掲載しますので、必ずご確認ください。

### ■2017(平成29)年度 各種教職ガイダンス開催一覧(予定)

開催地域	月・日	曜	時間帯	ガイダンス名	会場・住所・電話
東京	4月15日	土	19:40～20:10	①新入生教職ガイダンス	創価大学 本部棟M402教室 八王子市丹木町 1-236 TEL:042-691-3451
	5月20日		20:10～20:40	②介護等体験ガイダンス	
	4月16日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	
	5月21日		15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	
名古屋	5月28日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	中産連ビル 名古屋市東区白壁 3-12-13 TEL:052-931-9431
			15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	
広島	5月28日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	広島YMCA国際文化センター 広島市中区八丁堀7-11 TEL:082-227-6816
			15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	
札幌	5月21日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	NTT 北海道セミナーセンタ 札幌市中央区南 22 条西 7 丁目 TEL:011-552-8400
			15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	
大阪	4月15日	土	19:40～20:10	①新入生教職ガイダンス	梅田スカイビル 大阪市北区大淀中1-1 TEL:06-6440-3901
			20:10～20:40	②介護等体験ガイダンス	
	4月16日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	
			15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	
	5月27日	土	10:30～11:00	①新入生教職ガイダンス	
11:00～11:30			②介護等体験ガイダンス		
福岡	5月21日	日	15:00～15:30	①新入生教職ガイダンス	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東2-18-30 TEL:092-472-2889
			15:30～16:00	②介護等体験ガイダンス	

※東京・大阪会場の土日の新入生教職ガイダンスは同じ内容です。

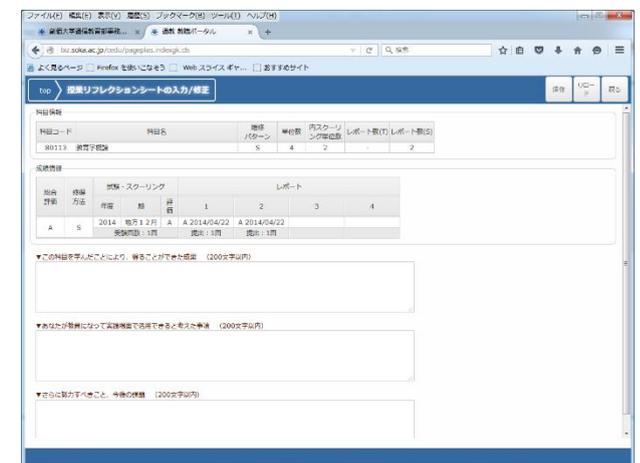
## 教職実践演習と「教職履修カルテ」の使用について

平成21(2009)年4月の教員免許法施行規則の改正により、教員免許状取得のために「教職実践演習」の修得が必要となりました。この教職実践演習は、教師としての資質を最終的に確認・補う科目として位置づけられており、教員免許状取得のための集大成の科目となります。この科目は本学通信教育部では、スクーリング科目として開講します。この科目を受講するためには、受講申込までに「教育実習」が終了(各スクーリング受講日の初日までに教育実習の終了予定の方を含む)していること、学習が終了した科目の「教職履修カルテ」を作成していることが条件となります。本学の「教職履修カルテ」は、主に以下の内容になります。

①「体験・実習記録」…「介護等体験」「教育実習」「各種ボランティア」等の活動の修得年度・実習先・学んだこと・今後の課題について記入する(各実習・体験終了後に入力)



②「授業リフレクションシート」…教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返ると共に、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるために記入する(各科目の学習終了時に入力)



③「資質能力自己評価シート」…教職に向けての資質能力を身につけられているかどうかを自己評価する(学年末及び「教職実践演習」履修前に入力)



この「教職履修カルテ」は、WEBで作成することになっており、「通教ポータルサイト」の中に入っています。 ※「教職実践演習」の履修には、「教育実習」が終了すること、「教職履修カルテ」の作成が必要になります。なお、他大学で作成した「履修カルテ」は、本学では認められません。

## 通教学生ポータルについて

教職課程を履修する方(児童教育学科児童教育免許コース、経済・法学部の教員免許取得コース、科目等履修(教職コース))については、**通教学生ポータルの使用が必須**となります。

この通教学生ポータルでは、教職に関する各種お知らせを大学から発信すると共に、教職関係の各種手続き(教育実習・教職履修カルテ・介護等体験・一括申請等)の管理履修登録をWEBで行います。また、科目試験やスクーリングの申し込み、成績照会やシラバス(授業内容)の閲覧も行えます。

通教学生ポータルについては、学習のしおり及び「学光」4月号を必ずご確認ください。

なお通教学生ポータルは、大学ホームページのリニューアルにともない、2017年9月より仕様を変更する可能性があります。

### <注意事項>

「通教学生ポータル」使用には、以下の対応ブラウザが動作可能な環境を備えたパソコンが必要です(2015年4月1日現在)。

- Windows … 最新の「Internet Explorer」「Firefox」「Google Chrome」
- Mac … 最新の「Firefox」「Safari」

※ Windows vista(2017年4月11日サポート終了)およびXP以前のOSは、マイクロソフトのサポートとセキュリティ更新プログラム等の提携が終了しています。セキュリティやウイルスに晒される可能性が高くなる場合があります。

※ 「Internet Explorer」の使用では、一部設定の変更が必要な場合があります。

※ 「iPhone」「iPad」「Android」等のスマートフォン・タブレット端末のブラウザでは、サポート対象外になっており、使用できません。

※ 最新の動作環境はログインページに掲載します。

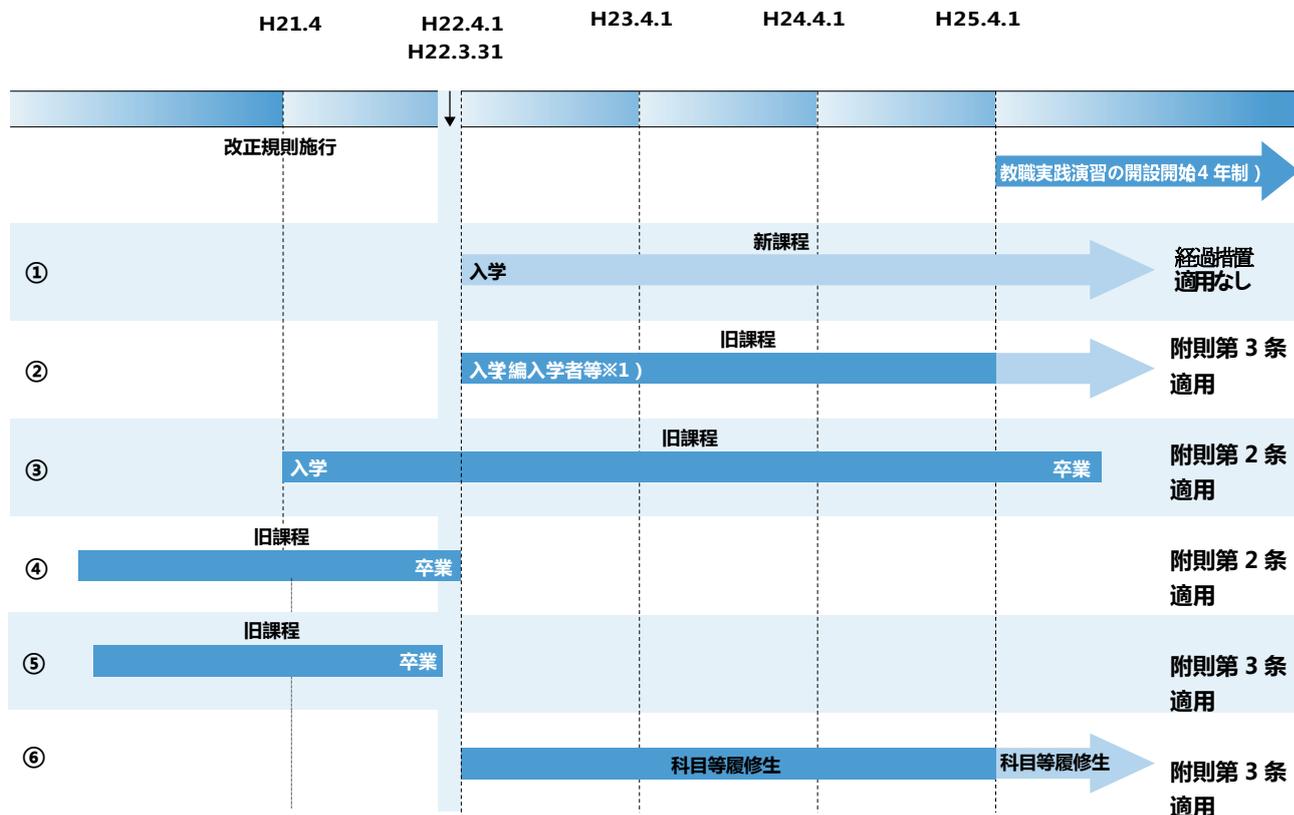
## 教職実践演習の新設に伴う経過措置について

平成 21 年 4 月 1 日の教育職員免許法施行規則の改正により、従来、教員免許取得のための「教職に関する科目」であった「総合演習」に代わり、「教職実践演習」の修得が必要となっています。

これにより、平成 22 年 4 月 1 日以降の入学生からは新課程が適用され、「教職実践演習」の修得が必要となりますが、平成 22 年 3 月 31 日以前の入学生については以下の通り経過措置が置かれています。

以下、これまでの学籍等により、経過措置が教育職員免許法施行規則附則に定められていますので、該当する方は、ご確認の上、よく理解をして単位の修得をするようにしてください。

なお、本学(通信教育課程)では、平成 24 年度(平成 25 年 3 月 31 日)で「教職総合演習」が閉講となり、平成 25 年度からは「教職実践演習」が開講されています。



免許取得の際に修得すべき単位 (②～⑥については附則を適用せず教職実践演習の修得でも可)			適用される条項
①H22 年度以降入学生 (②を除く)	新課程	教職実践演習	
②H22 年度以降入学生 (編入学者等※1 の場合)	旧課程	総合演習H25.3.31 まで※2 教職実践演習H25.4.1 から)	附則第 3 条
③H22.3.31 時点在学生 H22 年度以降も在籍	旧課程	総合演習卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要※3	附則第 2 条
④H21 年度以前に入学 H22.3.31 卒業	旧課程	総合演習卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要※3	附則第 2 条
⑤H22.3.30 以前卒業生	旧課程	総合演習	附則第 3 条
⑥H22 年度以降科目等履修	旧課程	総合演習H25.3.31 まで※2 教職実践演習(H25.4.1 から)	附則第 3 条

※1 編入学者等とは、学校教育法第 88 条により課程認定大学に入学の際、大学の修業年限に通算された者、編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者

※2 附則第 3 条適用者は、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得していれば、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

※3 附則第 2 条適用者は、卒業までに旧規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていれば、新規規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たした者とみなされる。

## 適用される経過措置について

「平成 22 年 4 月 1 日以降課程認定大学に入学した学生」については、新規則が適用されるため免許状取得のためには教職 実践演習の単位の修得が必要となります(図①のケース)。

ただし、「平成 22 年 4 月 1 日以降に課程認定大学に入学した者」であっても、平成 25 年 3 月 31 日以前に編入学をした者等 については、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得していれば、教職実践演習の単位を修得する 必要はありません

(図②のケース)。また、「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」は、卒業までに旧規則の「教 職に関する科目」の最低修得単位数を満たしていれば、新規則の「教職に関する科目」の最低修得単位数を満たした者 とみなされ、平成 25 年 3 月 31 日を過ぎた場合であっても、卒業までの間に「総合演習」の単位を修得すれば免許状取 得の為の要件を満たすこととなります(図③のケース)。「平成 22 年 3 月 31 日現在課程認定大学に在学しており、平成 22 年 4 月 1 日以降、転学部・転学 科を行った学生」も、転学部等を行う前の在籍学科が課程認定を受けているか否かにか かわらず、卒業までの間に「総合 演習」の単位を修得すれば免許状取得の為の要件を満たすこととなります。

なお、「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」には、「平成 22 年 3 月 31 日付けで課程認定大 学を卒業する者」も含まれます(図④のケース)。ただし、その場合に卒業時点で「教職に関する科目」に未修得単位があ り、卒業後の平成 22 年 4 月 1 日以降平成 25 年 3 月 31 日までに科目等履修生として不足する単位を履修する場合に は、「総合演習」の単位を修得していれば、「教職実践演習」の単位を修得することを要しません(図⑥のケース)。

「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」で、「教職に関する科目」の最低修得単位数を満たさ ずに卒業等で学籍を失い、あらためて平成 25 年 4 月 1 日以降に不足単位を修得するために入学等をし直す場合は、 「教職実践演習」の修得が必要となります。

## 注意事項

◎「教職実践演習」の履修には、「教職に関する科目」「教科に関する科目」についての「教職履修カルテ」が必要にな ります。本学(通信教育課程)では、過去の在籍等で修得された科目であっても、「教職履修カルテ」を提出できない場 合は、再 度、履修をしていただくこととなりますので、ご注意ください。

◎本学(通信教育課程)では、「教職実践演習」は「教育実習」が終了し、「教職履修カルテ」を作成・提出していること が履修の条件となります。

## <参考条文>

### ○教育職員免許法施行規則

附 則(平成二〇年十一月二日 文部科学省令第三四号)抄

(施行期日) 第一条この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学 (次条において「課程認定大学」という。)の課程又は同法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別 表第一備 考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関若しくは同法別表第二の二備考第二号に規定する栄 養教諭の教員養 成機関(次条において「指定教員養成機関」という。)の課程に在学している者で、これらを卒業 するまでに、この省令による 改正前の教育職員免許法施行規則(次条において「旧規則」という。)第六条第一項、 第十条又は第十条の四の表に規定 する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令に よる改正後の教育職員免許法施行規則 (以下「新規則」という。)第六条第一項、第十条又は第十条の四の表に 規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修 得した者とみなす。

第三条 平成二十二年四月一日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者(課程認定大学に入学した者 であって、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該 大学の修 業年限に通算された者、同法第八十八条第七項、第二百二十二条又は第三百二十二条の規定により課程認定 大学に編入学し た者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算され た者及び大学を卒業し た後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指 定教員養成機関におけるこ れらに相当する者を除く。)以外の者であって、平成二十五年三月三十一日までに、旧 規則第六条第一項の表第五欄、第 十条の表第五欄又は第十条の四の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得 した者は、新規則第六条第一項、第十条 又は第十条の四の規定にかかわらず、新規則第六条第一項の表第六欄、 第十条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄 に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。